

平成 21 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 代表取締役副社長 田 英 樹
TEL (06)6281-9866

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、大阪地方裁判所に、ノックス株式会社に対し、不当利得の返還及び債務の不存在の確認を求める訴訟を提起し、同社から同取引における損害賠償を請求する反訴が提起されておりましたが、本日、下記の通り判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

当社は、ノックス株式会社に対して、不当利得返還請求権に基づく代金の返還請求と、債務が存在しないことを確認する訴訟を提起しておりました。これに対し、同社から上記の訴訟手続内において、上記仕入取引が有効であることを前提として、未払いとなっている対価および解除された取引については損害賠償を請求する訴訟（反訴）が提起されておりました。

2. 判決内容

- (1) 原告（当社）の訴え中、債務不存在の確認を求める部分は却下する。
- (2) 原告（当社）のその余の請求及び被告（ノックス株式会社）の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、原告（当社）11分の6、被告（ノックス株式会社）11分の5の割合で負担とする。

上記のとおり、本判決において、当社及びノックス株式会社（以下、「ノックス社」という）の請求がいずれも棄却されました。

判決によると、本件は、当社元社員が行った不正行為ではあるものの、関連する不自然な事情に照らし、ノックス社が、当該不正行為を認識しえなかったことについて重大な過失があり、当社の主張のとおり、当社とノックス社との間の契約を無効とし、かつ、ノックス社の当社に対する不法行為に基づく請求も棄却しました。

当社のノックス社に対する請求に対しては、契約が無効である以上、不当利得に基づく代金返還請求権は認められるものの、上記事実関係のもとで、ノックス社の請求が認められなかったことを踏まえ、信義則等を理由として認めないこととされました。

なお、債務不存在の確認請求については、実質的には確認の必要の無いことから審査の対象とされなかったものです。

3. 今後の見通し

当社元社員の不正行為に対し、上記のとおりノックス社の重大な過失を認定した点は、当社の主張をほぼ認めるものであり妥当なものであると考えております。

なお、本判決による当社業績への影響はございません。

以上